

ユニット型施設 特別養護老人ホーム

たちばな園あすか



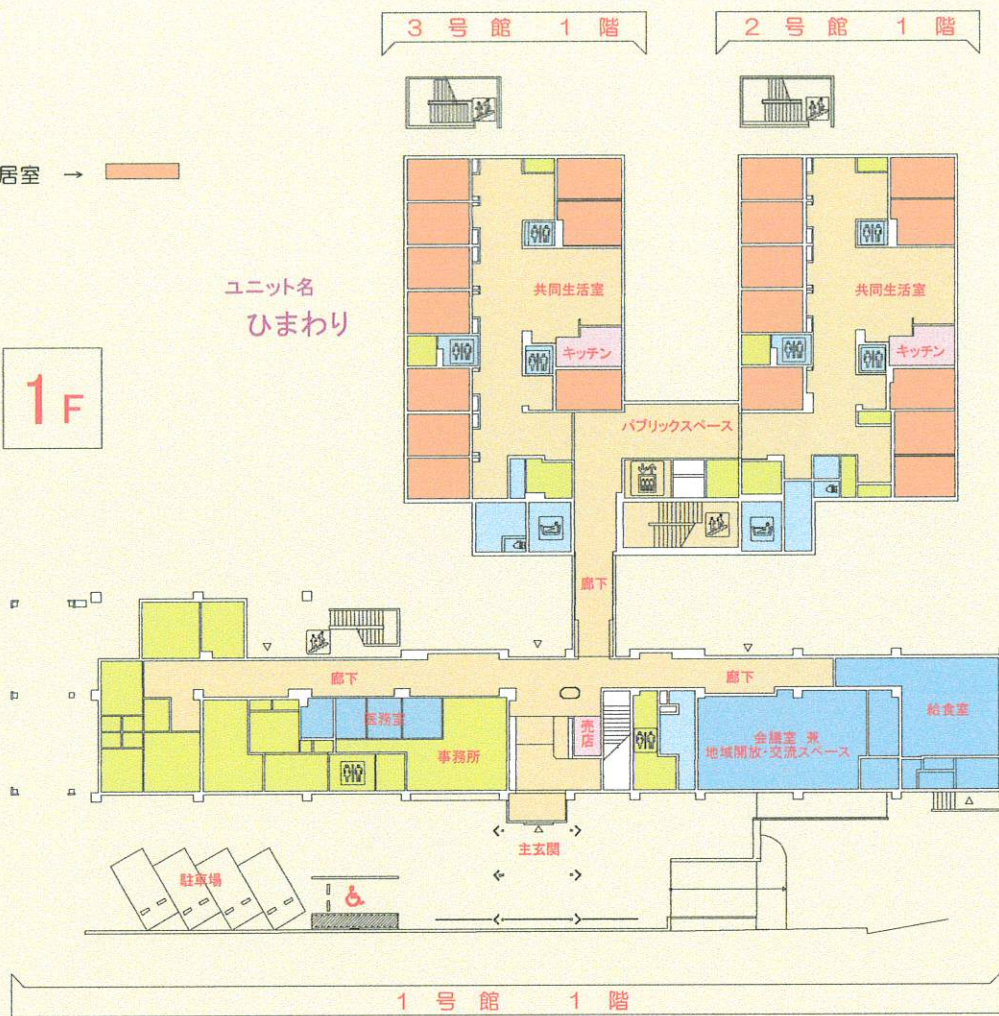
きょうなんかい
社会福祉法人 杏南会

1 人部屋居室 → 

ユニット名
ひまわり

ユニット名
あさがお

1F



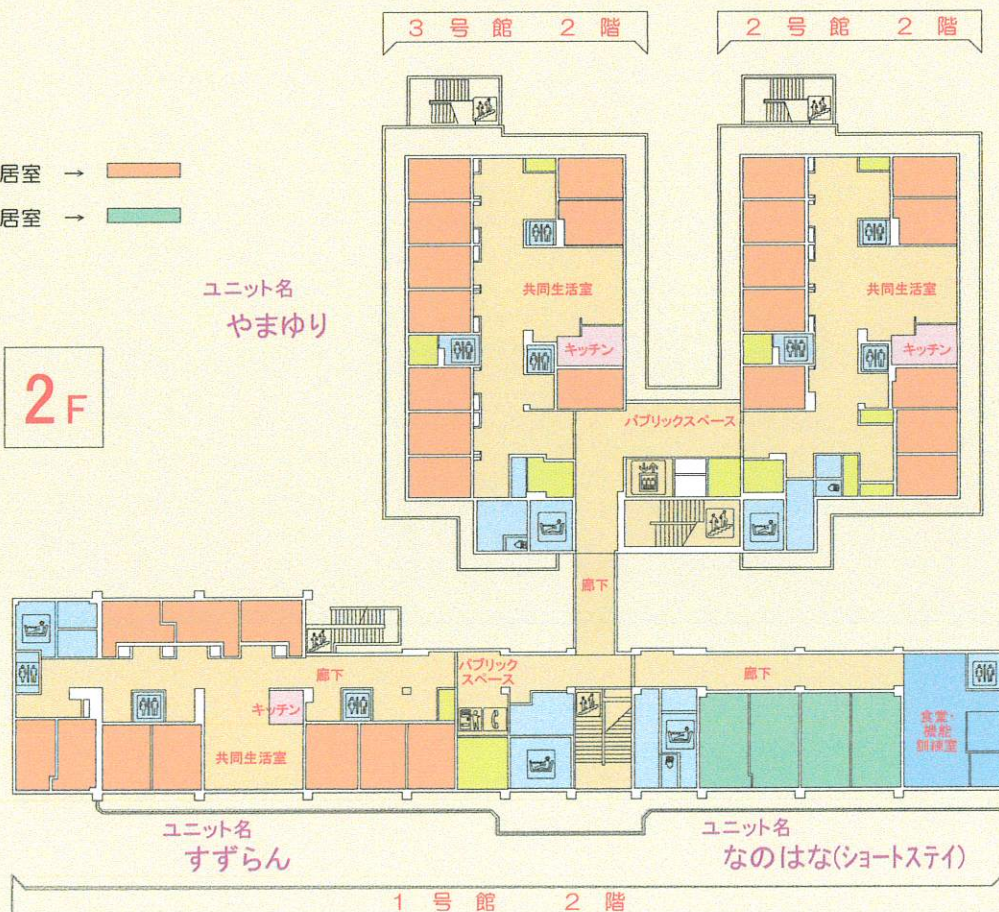
1 人部屋居室 → 

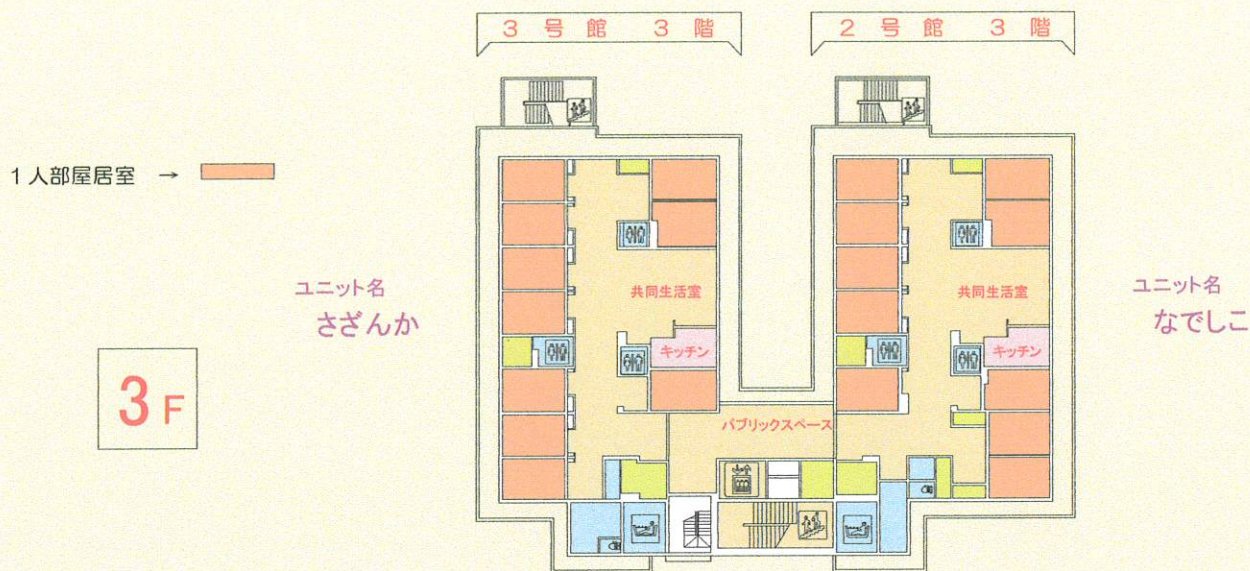
2 人部屋居室 → 

ユニット名
やまゆり

ユニット名
こでまり

2F





ユニット型施設 特別養護老人ホーム たちばな園あすか（平成26年12月16日完成）

～ 建設概要 ～

◆ 位 置	三重県熊野市飛鳥町大又250	
◆ 名 称	ユニット型施設 特別養護老人ホーム たちばな園あすか	
◆ 敷地面積	4,071.20㎡（熊野市借地）	
◆ 延床面積	3,877.83㎡	
◆ 構 造	1号館	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造 2階建
	2・3号館	鉄骨造 3階建
◆ 建築費用	建築費	992,304,000円
	設計監理費	33,600,000円
	合計	1,025,904,000円
◆ 資金内訳	三重県補助金(予定)	236,250,000円
	熊野市補助金(予定)	150,000,000円
	福祉医療機構借入金	460,000,000円
	熊野市借入金	120,000,000円
	自己資金	59,654,000円
	合計	1,025,904,000円
◆ 設計監理	株式会社 前田建築設計事務所	
◆ 建築施工	株式会社 熊谷組 名古屋支店	

たちばな園あすか案内図

至 尾鷲



至 新宮

社会福祉法人 杏南会

特別養護老人ホーム たちばな園あすか

〒519-4561

三重県熊野市飛鳥町大又250

TEL 0597-84-1250

FAX 0597-84-1251

E-mail tachibanaenasuka250@za.ztv.ne.jp

社会福祉法人杏南会 特別養護老人ホーム たちばな園あすか

施設案内

旧飛鳥小学校校舎を改修・増築した建物1階は、事務室・面談室・宿直室・職員更衣室・給食室・会議室兼地域開放交流スペース・喫茶コーナー・売店コーナー等の管理棟となっています。

2階は、1ユニット10名(全室個室)の特別養護老人ホームとショートステイ専用居室4室(全室2人部屋)となっています。

この建物に接続して新しく整備した建物は3階建てで、1ユニット10名、全室個室の6ユニットの特別養護老人ホームになっています。

この施設は、プライバシーが守られ、可能な限り家庭に近い環境の中で、ゆつくりと生活でき、精神的にも安心して普通の暮らしをしていただけるよう工夫された造りとなっています。

- ・特別養護老人ホーム〔入所(入居)定員70名〕 10名×7ユニット(全室個室)
- ・ショートステイ〔入所(入居)定員8名〕 8名×1ユニット(2人部屋4室)
- ・施設住所 三重県熊野市飛鳥町大又250

特別養護老人ホームの入所(入居)について

◎入所(入居)資格 原則要介護3以上と認定された方。ただし、特例として、要介護1・2の方においても、やむをえない事由により在宅での生活が困難な状況にあると入所判定委員会で判定されれば、新規入所(入居)が認められる場合があります。

※精神病の方、著しい性格異常の方、伝染病等の方、医療行為の必要な方入院治療の必要な方は、入所(入居)できません。

※自立または要支援と認定された方、要介護1・2と認定された方(特例が認められた方を除く)は、入所(入居)できません。

- ◎入所(入居)までの流れ
- ①直接たちばな園あすかにお申し込みいただくか、又は、指定居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)に依頼していただき、次の書類を提出していただきます。
 - ・たちばな園あすか入所(入居)申出受付簿
 - ・特養入所(入居)希望調査票
 - ・介護支援専門員等意見
 - ②たちばな園あすか入所(入居)順位名簿による順位を基に実態調査、もしくは状況の確認を行った上で、入所(入居)検討委員会で決定いたします。
 - ③ご家族及びご本人に重要事項を説明し、指定介護老人福祉施設入所(入居)契約を締結します。
 - ④入所(入居)

※「たちばな園あすか」では、特養とショートステイの入所受付関係等の書類の中の「入所」を「入居」と読み替えて使用します。

(特別養護老人ホームの利用料金)

(単位:円)

	利用料金(日額)	基本サービス料(1割負担)
要介護1	6,700	670
要介護2	7,400	740
要介護3	8,150	815
要介護4	8,860	886
要介護5	9,550	955

(単位:円)

	居住費	食費
第1段階	880	300
第2段階	880	390
第3-1段階	1,370	650
第3-2段階	1,370	1360
第4段階	2,066	1,445

※居住費と食費は、紀南介護保険広域連合等の行政機関発行の負担限度額認定証により決定。

※紀南介護保険広域連合等の行政機関発行の負担割合証に2割または3割負担とある場合には、1割ではなく、2割または3割負担となります。

【参考】要介護3、世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間82万6,500円以下、預貯金額が650万円以下の方の場合。

1日の利用料 815円+880円+390円=2,085円。

※令和8年8月1日から次の通り変更となります。

・居住費 第3-2段階 1,470円

・食費 第3-1段階 680円 第3-2段階 1,420円 第4段階 1,545円

(一定の条件により、利用料に加算される費用)

	日額(単位:円)	備 考
初期加算	30	新規入所(入居)した場合(最大30日間)
療養食加算	18 (6×3食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合 (糖尿病食、腎臓病食、胃潰瘍食 等)
若年性認知症 入所者受入加算	120	医師の診断書により若年性認知症と診断されている場合
看取り介護加算	72 144 680 1,280	家族の同意を得て看取り介護を実施した場合、他界された 日以前31日以上45日以下については、1日につき72円。 他界された日以前4日以上30日以下については、1日に つき144円。他界された日の前日及び前々日については、 1日につき680円。他界された日については、1,280円

	月額(単位:円)	備 考
安全衛生対策加算	20	事故の発生又は再発を防止するための措置を講じている場合(入居時1回のみ算定)
科学的介護 推進体制加算	50	入居者の各種情報を国保中央会に提出し、PDCAによるサービスの質確保。
協力医療機関 連携加算	50	協力医療機関と連携し、入居者の病歴等の情報共有や急変時対応体制確保。
高齢者施設等感染 対策向上加算	15	新興感染症やその他の感染症発生時等の対応体制確保。

(その他の加算)

	日額(単位:円)	備 考
サービス提供 体制強化加算	18	介護職員における介護福祉士の占める割合が60%以上
夜間勤務職員 配置加算	18	夜勤時間帯において、月毎の1日平均夜勤職員数が、夜勤職員配置基準数に加えて常勤換算1人以上の相当数配置。
看護体制加算	4	看護職員において常勤の看護師を1人以上配置。
栄養管理基準減算	△14	管理栄養士未配置による減算。(栄養士配置の場合減算)
介護職員等処遇 改善加算 I	—	1か月の利用料(1割負担)総額の16.3%

(入所(入居)後、外泊または入院した場合に、その期間中負担していただく費用)

	日額(単位:円)	備 考
外泊・入院加算	246	外泊・入院した翌日から6日間 ※月末日が加算対象となった場合は最大12日間 (例:9/24に入院すると、9/25～10/6の期間中加算) 加算期間中に帰園されれば、帰園日の前日迄が対象
居住費	880～2,066	外泊・入院加算算定中の期間(6～12日間)の居住費 (日額の880～2,066というのは、第1段階～第4段階の額)
	2,066	外泊・入院加算算定中の期間終了後からの居住費

(実費負担となるもの)

	日額(単位:円)	備 考
預り金管理代	50	希望した場合
理美容料	実費	希望した場合
パーマ	実費	希望した場合
電気器具使用費	50	テレビ等の電気器具1日1点につき
特別な食事	実費	希望した場合
日用品	実費	個人専用として使用するもの
教養娯楽費	実費	個人専用の新聞、雑誌及び趣味に要するもの 希望者を募り実施する旅行等
健康管理費	実費	予防接種等を希望した場合
ケーブルテレビ端子使用料	実費	テレビを持ち込みされる場合
その他	実費	入所(入居)者が負担することが適当と認められる費用

※「実費負担となるものは」金額が変動する場合があります。

特別養護老人ホームの退所(退居)について

1. 契約締結時にその心身の状況及び経歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
2. サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延した場合。
3. 故意又は重大な過失により、事業者又は職員もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
4. 90日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
5. 介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設(療養型病院)に入院した場合。

ショートステイの利用について

- ◎お知らせ ショートステイは、特養空床のみの受入となっております。
- ◎利用資格 要介護1～5と認定された方が利用できます。(介護保険被保険者証をご確認ください。)利用される場合は、「重要事項説明書」を確認後、入所契約を交わしていただきます。なお、当施設は医療機関ではありませんので、医療行為の必要な方、入院治療等の必要な方、精神病や著しい性格異常の方、伝染病等の方は利用できません。利用中の病気やけがの治療は病院等で受けていただくことになり、医療費は利用者の負担となり、入院された場合は退所となります。
- ◎利用までの流れ ①本人又は家族が、指定居宅介護支援事業所へショートステイの申込をします。
 ②指定居宅介護支援事業所の担当のケアマネージャーから、たちばな園あすかに依頼が来ます。
 ③たちばな園あすか職員が、申込者宅、もしくは所在地に実態調査に伺います。
 ④利用可能な方であるとすれば、介護・看護職員間等で実態調査結果の把握、部屋の設定をします。
 ⑤申込者本人及び家族にショートステイについての重要事項を説明し、「短期入所生活介護利用契約」を締結します。
 ⑥指定居宅介護支援事業所の担当のケアマネージャーが作成したサービス提供表の通り、ショートステイを利用していただけます。

(ショートステイの利用料金・特養空床)

(単位:円)

	利用料金(月額)	基本サービス料(1割負担)
要介護1	7,040	704
要介護2	7,720	772
要介護3	8,470	847
要介護4	9,180	918
要介護5	9,870	987

(単位:円)

	居住費	食費
第1段階	880	300
第2段階	880	600
第3-1段階	1,370	1,000
第3-2段階	1,370	1,300
第4段階	2,066	1,445

※居住費と食費は、紀南介護保険広域連合等の行政機関発行の負担限度額認定証により決定。

※紀南介護保険広域連合等の行政機関発行の負担割合証に2割または3割負担とある場合には、1割ではなく、2割または3割負担となります。

※短期入所の食費は、朝食305円、昼食570円、夕食570円で計算いたしますので、各段階別日額に満たない場合は、その額となります。

※令和8年8月1日から次の通り変更となります。

・居住費 第3-2段階 1,470円

・食費 第3-1段階 1,030円 第3-2段階 1,360円 第4段階 1,545円

・朝食345円、昼食600円、夕食600円で計算いたしますので、各段階別日額に満たない場合は、その額となります。

(一定の条件により、利用料に加算される費用)

	日額(単位:円)	備 考
療養食加算	24 (8×3食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合 (糖尿病食、腎臓病食、胃潰瘍食 等)
若年性認知症 入所者受入加算	120	医師の診断書により若年性認知症と診断されている場合

(その他の加算)

	日額(単位:円)	備 考
送迎加算	184	1回片道
サービス提供 体制強化加算Ⅱ (特養空床利用時)	※18	介護職員における介護福祉士の占める割合が60%以上 ※区分支給限度額(単位)からは除外
夜間勤務職員 配置加算	18	夜勤時間帯において、月毎の1日平均夜勤職員数が、夜勤 職員配置基準数に加えて常勤換算1人以上の相当数配置。
看護体制加算Ⅰ	4	看護職員において常勤の看護師を1人以上配置。
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	—	1か月の利用料(1割負担)総額の16.3%

(実費負担となるもの)

	日額(単位:円)	備 考
保険超過利用料	実費	区分支給限度額(単位)が残っていない時に利用した場合は、利用料(1割負担)×10+第4段階の居住費・食費
リセット日利用料	実費	利用料(1割負担)×10+第4段階の居住費・食費
預り金管理代	50	希望した場合
理美容料	実費	希望した場合
パーマ	実費	希望した場合
電気器具使用費	50	テレビ等の電気器具1日1点につき
特別な食事	実費	希望した場合
日用品	実費	個人専用として使用するもの
教養娯楽費	実費	個人専用の新聞、雑誌及び趣味に要するもの 希望者を募り実施する旅行等
健康管理費	実費	予防接種等を希望した場合
ケーブルテレビ端子使用料	実費	テレビを持ち込みされる場合
その他	実費	入所者が負担することが適当と認められる費用

※「実費負担となるものは」金額が変動する場合があります。

(利用可能な日数・特養空床)

介護度	利用可能日数
要介護1	23日／月
要介護2	25日／月
要介護3	30日／月
要介護4	30日／月
要介護5	30日／月

※上記の利用可能日数は、短期入所サービスだけを利用する場合にあてはまるものです。

各種加算の増額や短期入所サービス以外のサービスを利用した場合、上記の日数を利用できないことがあります。

※要介護3から5については、計算上30日を超える日数の利用ができますが、連続30日間を超えて介護報酬は算定できないという制限があるため、1ヶ月につき最大30日間しか利用できないことになります。ただし、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーが長期間の継続した利用について、広域連合等に届出を行っていれば、リセット日を挟み、継続利用が可能になる場合もあります。

※利用開始から30日が経過し、1日のリセット日を挟み継続する場合、32日目から1日につき、1割負担利用料が、30円減額となります。特養空床ショートステイにおいては、60日を超えて連続して利用する場合、要介護1は、34円減額、要介護度2～5は、32円減額となります。

※1ヶ月の間に「1割負担利用料」と「減額後の1割負担利用料」が混在する場合、又は「減額後の1割負担利用料」のみの場合は、上記の利用可能日数が変動します。

◎参考

介護度	区分支給限度額
要介護1	16,765
要介護2	19,705
要介護3	27,048
要介護4	30,938
要介護5	36,217

◎熊野市ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費補助金制度

次のすべてを満たす方は、熊野市の居住費補助金を受けられる可能性があります。

- ・長期入居された方。
 - ・入居前の住所が熊野市。
 - ・介護保険料段階が、第4段階から第6段階。
 - ・居住費の負担額が第4段階。
 - ・預貯金等の額が世帯で500万円以下。配偶者がいる場合は夫婦の資産合計額が1,500万円以下。
- ※第2号被保険者の場合は、預貯金等の額が世帯で1,000万円以下。配偶者がいる場合は夫婦の資産合計額が2,000万円以下。
- ・介護保険料を滞納していない。

「補助内容」

項目	第4段階負担額	熊野市補助額	軽減後の負担額
1日あたりの居住費	2,066	696	1,370
30日あたりの居住費	61,980	20,880	41,100

※令和8年8月1日以降の「補助内容」

項目	第4段階負担額	熊野市補助額	軽減後の負担額
1日あたりの居住費	2,066	596	1,470
30日あたりの居住費	61,980	17,880	44,100

新型コロナウイルス感染症に翻弄された時期も過ぎ、穏やかな日常が帰って参りましたが、老人福祉施設においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症が施設内において感染拡大しないよう注意喚起されておりますので、ご迷惑をおかけしますが、マスク着用の徹底や面会制限等を継続しております。

特別養護老人ホームたちばな園あすか

「外出支援やショッピングなど、さまざまな活動写真集」

ここに掲載しております各種活動写真につきましては、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大が確認され、外出時のマスク着用等が周知される以前に撮影したものです。









